

森林整備地域活動支援対策の拡充(令和5年度～)

<対策のポイント>

- 境界が不明な森林を対象に、**地籍図や過去の空中写真、航空レーザの微地形表現図（地形図）等の活用により、デジタル形式の森林境界案を作成する取組**を新たに支援
- 林地台帳、森林簿、登記簿を確認した結果、所有者が確認できなかった森林を対象に、戸籍等の資料を収集して**所有者の探索**を行う取組を新たに支援

① 森林境界情報のデジタル化に向けた支援の拡充

<現状>

森林所有者の高齢化や不在村等が進む中、現地での確認が困難で森林境界が不明となり、森林整備を実施する際に境界を確定するまでに多大な時間と労力を要している。



現状

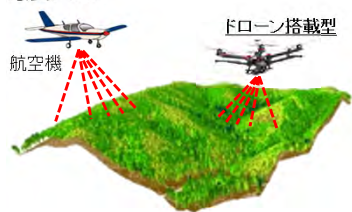


現状

急傾斜地も多く、現地に赴いての確認が困難

拡充

効率的に境界の確認ができるよう、**デジタル形式の森林境界案作成**への支援を拡充。



航空機

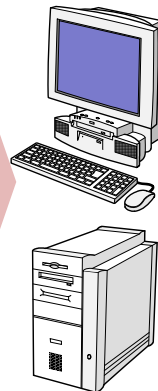
ドローン搭載型

データ解析

境界案の作成



境界情報のデジタル化



② 所有者探索の取り組みへ支援の拡充

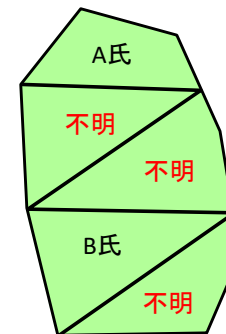
<現状>

- ・森林整備の実施に当たって、所有者の探索に多大な時間と労力を要している。
- ・相続等により所有者が確認できないため、境界確定や合意形成に着手できないケースがある。

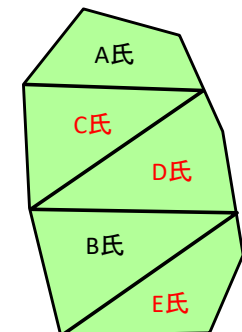
事前に、対象となる森林所有者を確定させることが重要

拡充

戸籍、住民票、課税台帳等の資料を収集して、所有者の探索を行う取組への支援を拡充。



資料を収集し
所有者を探索



所有者確認

森林整備地域活動支援対策の運用改善(令和5年度～)

<運用改善のポイント>

- ① 森林経営計画の変更が伴わなくても「間伐促進」メニューが活用できることに見直し。
- ② 隣接者が不明等により同意が得られなかった境界も「森林境界案」として整理すれば支援対象とすることに見直し。
- ③ 境界既知区間を含む森林においても、境界が確定した区域面積全体を支援対象とすることに見直し。

① 「間伐促進」の適用時期の見直し

<令和4年度まで>

「間伐促進」メニューは、経営計画を変更することが条件となっており、既に経営計画で間伐が計画されている森林は支援対象外。

運用改善

- 「間伐促進」メニューの要件である「経営計画の変更」要件を緩和することで、既に経営計画で間伐が計画されている森林も支援対象とすることに見直し。
- 間伐実施の直近で「間伐促進」メニューの活用が可能。
- ただし、「経営委託」メニューにより支援した森林は対象外。

② 「境界明確化」における隣接者不明等への支援見直し

<令和4年度まで>

隣接者が不明等により測量成果の同意が得られなかった場合は支援対象外。

運用改善

- 境界明確化の地域活動を行ったものの、隣接者不明等により同意が得られなかった場合でも、測量成果を「森林境界案」として整理すれば支援対象とすることに見直し。
- ただし、事前に森林所有者等に境界測量の実施の確認を得ないで行った活動は支援対象外。

③ 境界既知区間の控除の見直し

<令和4年度まで>

境界が明確な区間（既知区間）が対象森林の一部に含まれる場合、既知区間相当分は支援対象外。

運用改善

- 既知区間における過去の測量成果情報の収集活動も伴うことから、境界が確定した区域面積全体を支援対象とすることに見直し。
- ただし、既知区間における地域活動に要した経費を適切に説明できるように整理。